

第 38 号議案

財産取得の件（海浜公園）

特定公園施設として，次のとおり施設を買い入れる。

令和 3 年 6 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 買入物件 施設名 海浜公園  
所在地 神戸市須磨区若宮町 1 丁目及び須磨浦通 1 丁目  
買入部分 「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業」で事業者が整備する特定公園施設  
(園路及び広場，修景施設，休養施設，遊戯施設，便益施設，管理施設等)
- 2 買入価格 9 億 7,388 万円。ただし，当該金額を上限として精算した後に確定するものとする。
- 3 売渡人 東京都千代田区大手町 1 丁目 7 番 2 号  
株式会社サンケイビル  
代表取締役 飯島 一暢  
東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号  
三菱倉庫株式会社  
代表取締役 藤倉 正夫  
大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 7 号  
J R 西日本不動産開発株式会社  
代表取締役 國廣 敏彦  
大阪府中央区本町 4 丁目 1 番 13 号  
株式会社竹中工務店  
代表取締役 佐々木 正人  
東京都千代田区麴町 5 丁目 1 番地 1  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
大阪府福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役 秦 雅夫

東京都千代田区内神田2丁目3番4号

株式会社グランビスタホテル&リゾート

代表取締役 須田 貞則

4 支出科目 一般会計 土木費 公園緑地整備費  
公園整備費 公有財産購入費

#### 理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第3条の規定により，市会の議決を経る必要があるため。